綾部市森林整備計画（変更）案への意見募集結果について

募集期間　　令和４年２月４日（金）から３月４日（金）まで
提出人数　　１名
意見件数　　４件
意見及び意見に対する市の考え方

	項　目	意見（原文）	ご意見に対する市の考え方
1	計画全般	綾部市においては、しばしば記録的短時間大雨による水害が発生している。森林の持つダム機能やニュートラルカーボン等への期待から森林整備への市民の関心が高まっていると思う。 綾部市森林整備計画は森林整備の方針と施業の指針を示す長期計画（10 年 1 期とし 5 年ごとにローリング）と承知している。定期の計画改定や変更時には、施策、事務事業につき数値化した目標の達成状況を評価し、計画策定を行うべきものと考える。 ｉ　今次の森林整備計画について、森林整備に係るさまざまの課題は既述されているが、 ア　主伐・皆伐、間伐、人工造林それぞれの計画面積に対する実績評価 イ　同様に林道及び作業道の開設、改良等路網の計画路線数及び同路網延長距離に対する実績評価 ウ　前記ア、イを除く事務・事業の計画目標に対する実績評価 エ　計画の総合評価結果が記述されていない。 <u>評価結果があれば本計画に記述するなど公開してもらいたい。</u> ⅱ　上記ｉについて、評価が行われていない場合、<u>本計画から新たに評</u>	ｉ　評価結果がないため、本計画に記述することができかねます。ご指摘いただいた内容は、参考にさせていただきます。 ⅱ　評価システムが整備されていないため、本計画で新たに設定はいたしませんが、ご指摘いただいた内容は、参考にさせていただきます。

		価を行うとし、評価システムの概要を示すとともに事務事業等につき数値化された達成目標を設定してもらいたい。 ⅲ　翻って、市民は計画の対象となる民有林による環境保全効果等々様々の恩恵を受けており、反射的に税納付等によって森林を守り育てる責務があるので、本計画中に主伐・皆伐、間伐、路網等の写真等画像を要所に挿入し、一目でよくわかる森林整備計画にしてもらいたい。	ⅲ　本計画では画像を挿入はしませんが、ご指摘いただいた内容は、参考にさせていただきます。
2	Ⅱ森林の整備に関する事項 第１　森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。） １　樹種別の立木の標準伐採齢 （14ページ）	綾部では森林所有者の多くは農業を営み、その合間に所有林の下刈りや枝打ち、間伐などを重ねながらスギ、ヒノキなどを育成し、母屋の建て替えや増改築に併せ伐採し、丸太の軒桁や棟木などに加工し普請する家もあった。昭和30年代後半から高度成長期にかけ、木材の自由化や生活様式の多様化によって家屋の建築様式が変化し、材木価格は下落し続け、今なお林家の高齢化等により森林の更新も思うに任せない状況の下、皆伐や広葉樹林の伐採に対する非難がなくならない。 今日、本市における林家は皆無に等しく、第２種兼業農家も高齢化によって山仕事ができず、後継者も定まらない。しかし、木を大きく育て高値で売りたい森林所有者の気持ちは変わらないと思う。 本市の自然環境は森林の育成に適している。本森林整備計画において「森の綾部」をより強力に押し出すべきと思う。そのため、 ⅰ　ア　本計画の方針中、「樹種別の立木の標準伐期齢」について、スギ40年、ヒノキ45年等々に設定されているが、だいぶ短期に過ぎると思う。 木材は工業製品ではない。木材市場において特に、A級建築材が見直されている今、スギ、ヒノキの標準伐期齢を大幅に延長すべきと思う。	ⅰ　ア　標準伐期齢は主伐時期に関する指標であり、これをもって伐採を促すものではありません。ご指摘いただいた内容は、参考にさせていただき、今後の林分の生育状況や木材価

		イ　既述の通り綾部市の林家の山林所有規模は大きくはないが木は大きく育て、軒桁などに使ってきた伝統がある。綾部スギ、綾部ヒノキ等々の呼称を用い、銘木として流通させるべく丹州材との差別化を図るべきである。 ⅱ　綾部においては戦後、間もないころからスギ、ヒノキの植林が盛んに行われ今、林齢 13 齢級（61～65 年）以上に成長している。しかし、それら人工林は間伐すら行われず、行われても切捨て間伐の結果、木は折重なり、山は荒廃し、害獣の住み家となっているところが間々、見受けられる。渓流をみると森林が持つ多面的機能さえ失っているところが実に多い。 　したがって、特に単層人工林にあっては長伐期齢化推進の観点から、9 齢級以上であっても皆伐せず、大きく育てるため適期の間伐を積極的に行うこととし、林家や森林事業体等に対する支援施策を強力に推進してもらいたい。その一つが「綾部の銘木づくり」に対する施策である。地域には地域の森の伝統がある。林業の振興を願う者は府下市町村一律でない綾部市森林整備計画を待望している。	格、市場の動向などを鑑みながら検討いたします。 ⅱ　ご指摘いただいた内容は、参考にさせていただき、今後の林分の生育状況や木材価格、市場の動向などを鑑みながら検討いたします。
3	第８　その他必要な事項 １　林業に従事する者の養成及び確保に関する事項（17 ページ） （１）林業就業者の育成(18 ページ)	本計画（17 ページ）冒頭で、「林業従事者の現況は、市内で 19 名（令和元年度調査）…」とし、さらに林業に係る労働の特徴や賃金、雇用形態等の立ち遅れを述べ、それが林業労働者の定住化や若者の参入の阻害要因の一つとし、また同計画林業就業者の育成の項（18 ページ）で「…森林組合・農協などと協議を行い、賃金、雇用条件、勤務時間、休暇等を含む労働者条件や社会保険をはじめとする福利厚生制度の改善を図り、森林という自然の中で働くことの素晴らしさをＰＲし、各地で取り込まれているＵ・Ｉターンの若者を確保する事例なども参考にしながら若者の定住化を図る。」とうたっている。	

		さらに「本市のスギ、ヒノキの人工林は保育を必要とする林分及び間伐対象森林が 62.1%を超え、保育、間伐等の必要な時期となっている。また、今後においては、主伐期を迎える人工林が徐々に増加する傾向にある。（18 ページ）」と危機感をにじませている。本計画参考資料から人工林の林齢をみると、標準的な主伐期を過ぎた 9～10 齢級（林齢 46～50 齢）以上のものが 1 万 227ha あり、保育や間伐を含む伐採作業に当たる林業従事者の確保は喫緊の課題である。 しかし、以上のとおり林業労働者の確保につき、本計画では何ら具体策が提案されておらず林業の衰退ばかりか森林の防災機能の低下すら危惧され、看過できない。そこで、次のとおり提案する。 1　本計画参考資料から森林関係業種（木材・木製品製造業）の現金給与総額をみると 1 人当り 381 万円（全製造業約 424 万円）である。事業者は林業労働者の定住を基本として、この給与額を参考として健康保険、年金、年休、勤務時間、福利厚生等の雇用条件をサラリーマンと同様になるよう整えてもらいたい。 2　雇用形態は季節的雇用から常勤とし、晩秋から冬季及び天候不順時における労働につき関係行政機関や林業事業体等との連携、協力を得て川下の仕事を確保するまた、林業労働者の重機操作技術を生かした大型トラクター、コンバイン等のオペレーターとして就労するなど常時勤務の就労態勢を整え、定住を促進し、家族生活が営めるよう環境づくりを進めてもらいたい。 3　森林所有者の高齢化や同所有者の死亡により今後、不在者が激増し森林施業の不確実性が一層増し、国土の荒廃が急速に進むと考えられる。そのため、今のうちに森林所有者による森林生産組合等協業組織の結成等につき話合いを進め森林の維持管理の徹底や不在者問題の解消に努めるとともに、事業体の林業労働者の組合事務局	1　林業事業体経営に関する個別の事項となるため、回答は差し控えさせていただきます。 2　林業事業体経営に関する個別の事項となるため、回答は差し控えさせていただきます。 3　林業事業体経営に関する個別の事項となるため、回答は差し控えさせていただきます。

		への派遣や同組合の林務に従事するなど双方の利益にかなう方策を広く論議するなど、市は生産体制の強化を主導すべきである。	
4	Ⅱ　森林の整備に関する事項 第８　その他必要な事項 ３　林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項(19 ページ)	本市の山間の集落においては、村持ちの入会林野があり、終戦後は場所を選んでスギ、ヒノキの植林をし、薪採りが行われていた。現状は町村合併により区有林とされたところが多いと思うが、入山する者は少なくかつ、切捨ての間伐により路網はふさがれ、入山すら間々ならないところも多いと思う。それでも住民の負担によって維持され、間伐ができる区有林は良い方で、本計画の対象となる私有林は所有者の高齢化によって間伐すら行われずカズラがはびこり樹木は生育不良のところが実に多い。そこで、 １　本計画において、「…今後、京都府内に大型加工施設が立地予定のため、森林組合を中心に増産体制、集荷体制及び収集管理体制を確立し、「綾部市林業推進計画」において示す計画的な素材生産による安定供給を目指す。」とあるが、 ｉ　「綾部市林業推進計画」において、本計画期中の増産高は（素材生産高（材積ベース）は前計画と比べどの程度伸びる計画となっているか、問う。併せ、 ⅱ　「綾部市林業推進計画」は公開されているか、身近な公民館等でだれもが閲覧できるようにしてもらいたい。 ２　間伐材の利用、加工は森林所有者及び森林事業体双方の利益にかない、切捨てに身を切られる思いで委託間伐すら思いとどまる森林所有者も多いと思う。そこで ｉ　綾部市（官公需）において、公共事業等への間伐材の利用状況を問う。 ①　用途及び金額（過去３年度）、 ②　令和４年度予算における利用見込み（用途、予算額）、	1 ｉ　令和 2 年度（10,535 ㎥）において、前計画当初（平成 23 年度 5,670 ㎥）比 85.8%の伸びを見せてはいるが、依然として、小規模零細な森林所有の下、施業集約化や路面整備、効率的な作業システムの導入や運用の立ち遅れ等により、生産性が低い状況にある中、ほぼ横ばいになるものと考えられます。 ⅱ　ご指摘いただいた内容は、ホームページでの公開も含め、検討させていただきます。 2 ｉ ①　間伐材の利用はありません。 ②　未定です。 ③　今回の本計画には計上はいた

		③　今後の利用方針を本計画に計上してもらいたい。さらに ④　林家の所有面積は小さくとも超 A 級建築材の生産に希望を見出す林家の出現も期待できると思うので、間伐材であっても銘木（丹州材との差別化）として流通するようその呼称を含め推進瀬策を講じてもらいたい。 ii　計画本文中の増産体制、集荷体制及び収集管理体制のアウトラインを書き足してもらいたい。	しませんが、ご指摘いただいた内容は、参考にさせていただきます。 ④　ご指摘いただいた内容は、参考にさせていただきます。 ii　ご指摘いただいた内容は、参考にさせていただきます。